

20. だいしん超得年金定期預金規定

1. 本定期預金は「だいしん超得年金定期預金」と称します。
2. 預け入れできる方
 - (1) だいしん超得年金定期預金（以下、この預金という。）を預け入れできる方は次の通りとします。
 - ①国民年金、厚生年金、共済年金、労災年金、厚生(企業)年金基金、国民年金基金を当組合で既にお受け取りになっている方
 - ②国民年金、厚生年金、共済年金、労災年金、厚生(企業)年金基金、国民年金基金を当組合でお受け取りになるための諸手続を済ませている方（裁定請求・金融機関変更届等）
 - (2) この預金の預入期間中は継続して年金の受取を指定していることが条件となります。
3. 預入期間
この預金の預入期間は6か月（自動継続扱い）とします。
4. 預入方法および金額
この預金の預け入れは、一括預入（通帳式）に限ります。また、預入金額はお一人さまあたり100万円以上500万円以内（預入単位は1円単位）とします。
5. 払戻方法
この預金は、満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利率
 - (1) お預け入れ時のこの預金の利率（特別金利もしくは通常金利）を満期日まで適用します。
 - (2) 自動継続後の金利は、書替継続日における当組合が定めたこの預金の通常金利を適用します。（特別金利は適用されません）
7. 利払方法およびその計算方法
この預金の利息は利払い式自動継続扱い（元金継続）にてお支払いいたします。なお、利息は付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算にて算出いたします。
8. 特別金利適用条件
次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合に特別金利を適用いたします。なお、特別金利の適用はお一人さま1回限りとします。
 - (1) この預金の預入前6か月以内に当組合に年金の振込が開始されたこと
 - (2) この預金の預入前6か月以内に当組合に年金の振込口座指定を予約（年金受取り予約サービス申込書の提出が必要）され、預入後6か月以内に年金振込口座指定手続が完了していること
 - (3) 既存の「だいしん年金定期預金」を解約してこの預金を預入すること
9. 自動継続
 - (1) この預金は利払い式自動継続扱い（元金継続）にてお預かりいたします。

(2) 満期日に引き続き上記 2. (1) の預入資格を満たされた場合は、満期日における上記 6. で定める利率により継続します。なお、6 か月日以降の利率は、満期日（書替継続日）までに決定いたします。

(3) 相続手続きにより当該預金者が被相続人となった場合、自動継続は停止いたします。この場合、満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率を適用します。

10. 付加できる特約事項

この預金はマル優の取扱いができます。

11. 中途解約時の取扱い

この預金を満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率（小数点第 3 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。

12. 金利情報の入手方法

金利情報は当組合のホームページへの掲載および店頭に掲示します。

13. その他参考となる事項

(1) お預け入れ期間中に当組合での年金受取が確認できない場合は、預入日に遡って当該預金に適用される金利を取消させていただき、普通預金の利率となります。

(2) 相続手続きにより当該預金者が被相続人となった場合は、当該預金の満期日まで通常（特別）金利は適用されます。

(3) この預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。

(4) 当組合の判断で予告なく商品内容・条件を変更することや、取扱いを中止する場合がございます。

14. 規定の適用

この規定に定めのない事項については当組合が別途定める「自動継続自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期）」によるものとします。

15. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2023.9